

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書の概要

2025年5月21日

ENEOS Power株式会社

ご説明の内容

第1章

第一種事業を実施しようとする者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章

第一種事業の目的及び内容

第3章

事業実施想定区域及びその周囲の概況

第4章

第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する
調査、予測及び評価の結果

第5章

計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第一種事業を実施しようとする者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1-1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	ENEOS Power株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 香月 有佐
主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番2号

第一種事業の目的及び内容

2-1 第一種事業の目的

■第7次エネルギー基本計画

「S+3Eの原則」

火力電源：供給力、調整力、慣性力、同期化力等の重要な役割を担う

LNG火力発電：石炭火力と比べて温室効果ガス排出量少。将来的な水素やCCUS導入による脱炭素化が期待

⇒長期脱炭素電源オークションによる支援開始

■2050年カーボンニュートラル宣言 等

■ENEOS グループ

カーボンニュートラル基本計画

- 製造・事業の効率化、CCS、森林吸収等による温室効果ガス排出削減
- 水素・カーボンニュートラル燃料・再生可能エネルギー等の供給による「エネルギーtransition」推進
- リサイクルやシェアリング等による「サーキュラーエコノミー」推進

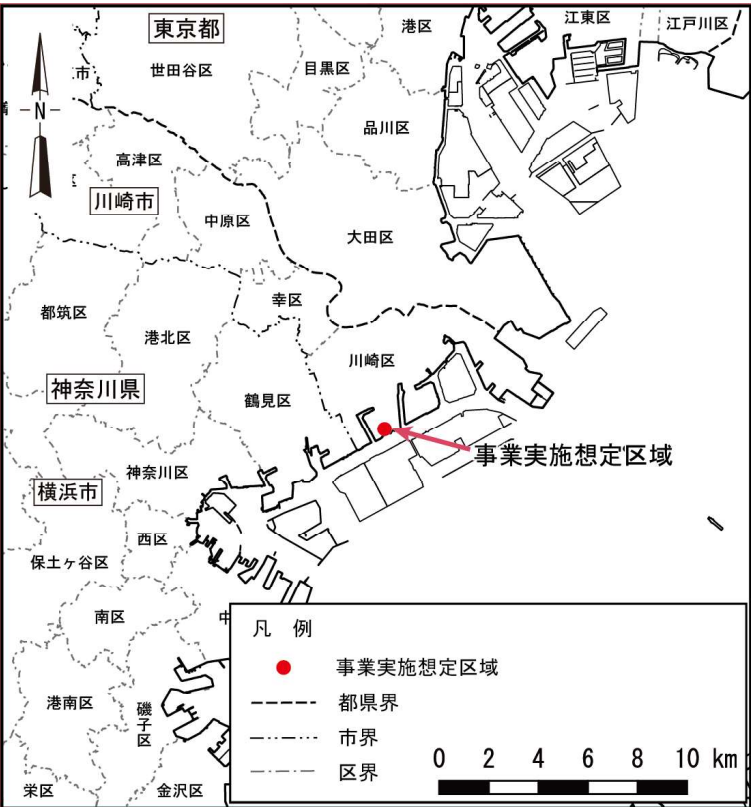
ENEOS株式会社川崎事業所
昭和6年から川崎製油所（旧三菱石油）として操業開始 平成11年9月稼働停止

■ENEOS Power株式会社

ENEOSホールディングス株式会社の100%出資会社（電気・都市ガス事業）

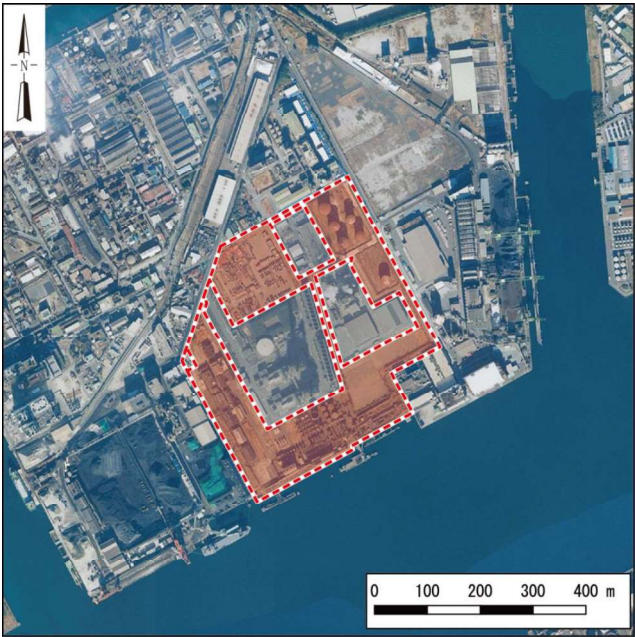
- ENEOS(株)川崎事業所の遊休地に、環境性および経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電所（約75万kW）を1基新設
- 近隣の既存LNG基地からパイプラインにより天然ガスの受給が可能
- 将来的に本事業の脱炭素化に向けて、「S+3E」前提に、LNG・水素の混焼やCCS等を検討
- 電力安定供給への貢献、川崎臨海地域の活性化への寄与を目指す
- 運転開始は2033年頃を予定

名 称	(仮称) 扇町天然ガス発電所 建設プロジェクト
所在地	神奈川県川崎市川崎区 扇町12番1号 (ENEOS株式会社 川崎事業所内)
原動機の 種類	ガスタービン及び汽力
出 力	約75万 kW
燃 料	天然ガス



2-3 事業実施想定区域の位置及びその周囲の状況

- 事業実施想定区域 面積 約17.2万 m^2



2-4 発電所の設備の配置計画の概要

配慮書p2-6(8)
～ p2-7(9)

■位置の選定

- ・ ENEOS(株)川崎事業所敷地内※
→既設の工業用水道、燃料用パイプラインの有効活用が可能。
- ・ 活用可能な敷地面積、電力系統連携可能性から総出力約75万kWとした。

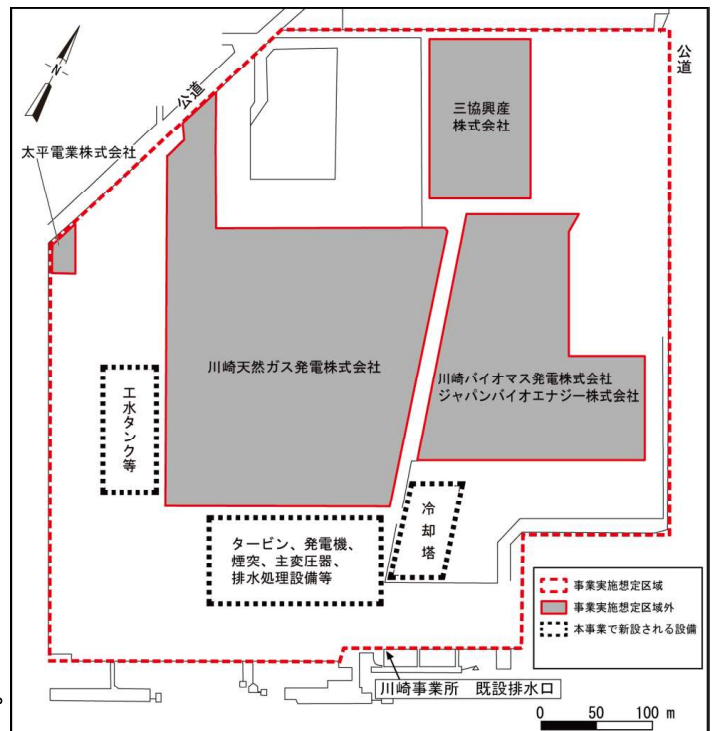
■配置計画

- ・ タービン、発電機等の主要機器は、敷地境界における騒音・振動対策面を考慮

■発電設備等

- ・ 温排水の発生しない冷却塔による冷却方式を採用
- ・ 排水は既設排水口を使用

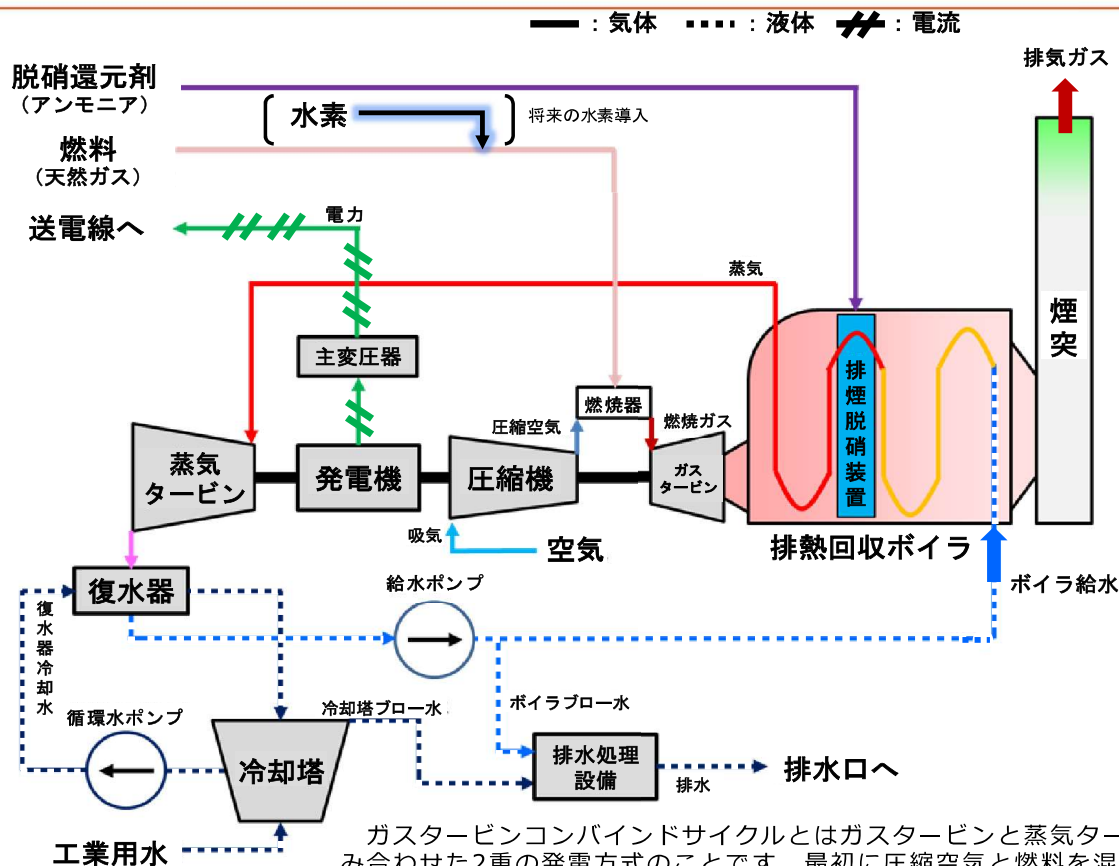
※：ENEOS(株)川崎事業所の遊休地には、使用していないタンクや配管等が存在しているが、本事業はENEOS株式会社により更地化された土地を賃借して事業を実施する計画である。



窒素酸化物を排出することと、煙突が視認性の高い構造物であることから、周辺地域の大気環境に加え眺望景観への影響に配慮し、**煙突高さ80m及び100mを複数案として選定する。**

2-5 発電設備の概要

配慮書p2-8(10)



■ 主要機器等の種類

主要機器等	数量	概 要
ボイラ	1台	排熱回収自然循環型
タービン	1式	1軸型コンバインドサイクル発電 ガスタービン：開放サイクル型 蒸気タービン：再熱復水型
発電機	1台	横軸円筒回転界磁型 三相交流同期発電機
主変圧器	1台	導油風冷型三相変圧器

■ ばい煙に関する事項

項 目		単 位	A案	B案
排出ガス量	湿りガス	m ³ _N /h	3,000,000	同左
	乾きガス	m ³ _N /h	2,475,000	同左
実酸素濃度（設計値）		%	11.8	同左
煙 突	種 類	—	鋼製円筒型	同左
	地上高	m	100	80
	頂部口径	m	6.6	同左
煙突出口のガス温度		℃	80	同左
煙突出口のガス速度		m/s	31.7	同左
窒素酸化物	排出濃度	ppm	5以下	同左
	排出量	m ³ _N /h	22.8	同左

注：排出濃度は、乾きガスベースであり、O₂濃度16%の換算値である

■ 復水器の冷却水に関する事項

項 目	内 容
冷却方式	機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）
白煙対策方式	乾湿併用式

■ 用水に関する事項

- ・使用するプラント用水は川崎市工業用水道から供給を受ける。
- ・生活用水は川崎市上水道から供給を受ける。

■ 一般排水に関する事項

- ・発電設備からの排水は新設する排水処理設備により、生活排水は合併処理浄化槽により適切に処理後、川崎事業所の既設排水口から海域へ排出する。

■ 騒音・振動に関する事項

- ・新たな騒音・振動発生源は、冷却塔、発電機、タービン、排熱回収ボイラ、送風機、ポンプ類及び圧縮機等。
- ・騒音・振動発生源については、防音壁、低騒音型機器の採用、強固な基礎とする等の防音、防振対策を適切に講じる。

■ 交通に関する事項

● 工事中

◆ 陸上輸送

一般工事用資材及び小型機器等の搬出入車両

県道6号（主要地方道）東京大師横浜線及び一般国道15号及び県道101号（一般県道）扇町川崎停車場線を使用する計画である。

◆ 海上輸送

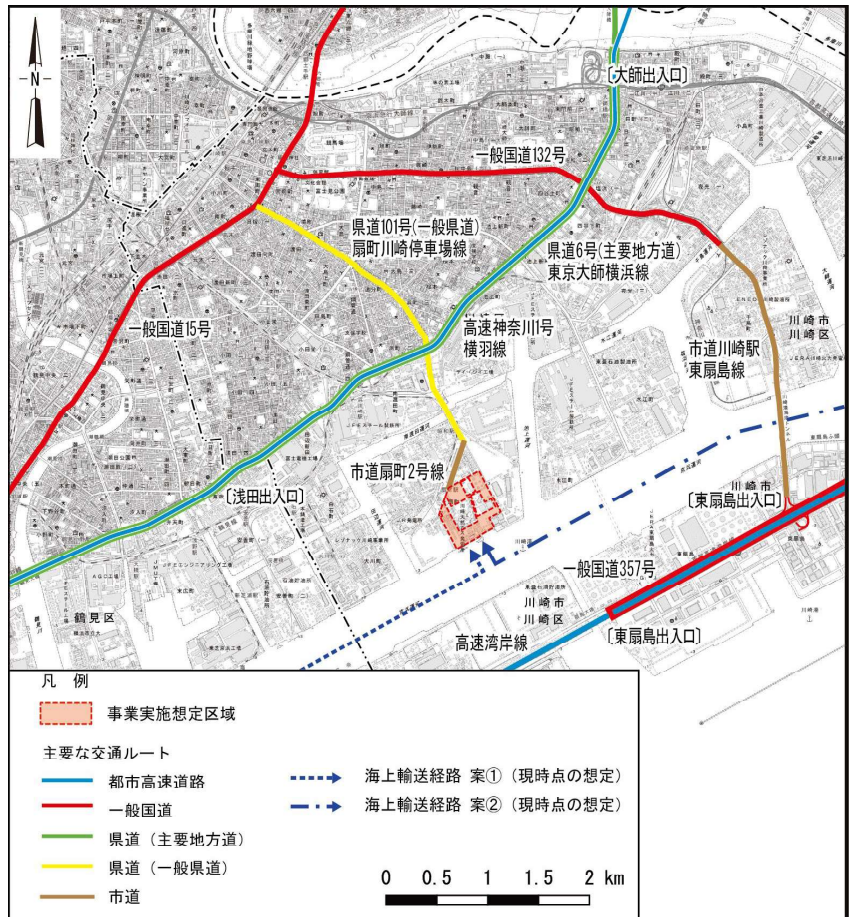
発電設備のうち大型機器及び重量物は、海上輸送する計画である。

● 運転開始後

通常時：通勤車両

定期点検時：通常時に加え、定修関係者の車両並びに資機材の運搬車両

工事中の主要な交通ルートと同じ



2-7 工事工程

■ 工事の期間

- 着工から運転開始まで約4年

着工：令和11年（2029年）前半（予定）

運転開始：令和15年（2033年）前半（予定）

主な工事	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和13年 (2031年)	令和14年 (2032年)	令和15年 (2033年)
土木建築工事					
機器据付工事 (機電工事)					
試運転					

■ 工事中の建設機械の稼働（大気質、騒音、振動）

- ・ 工事の平準化、排出ガス対策型機械、低騒音・低振動建設機械の採用に努める。

■ 悪臭

- ・ 排煙脱硝装置で還元剤としてアンモニアを使用するが、適正な維持管理を行う。

■ 地盤沈下

- ・ 地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない。

■ 工事中の排水、水の濁り

- ・ 工事排水及び雨水排水は仮設排水処理設備等により適切に処理した後、既設排水口より排出する。

■ 土壌汚染

- ・ 土壌汚染の原因となる物質は使用しない。必要に応じて「土壌汚染対策法」に基づく対策を実施する計画である。

■ 緑化計画

- ・ 「工場立地法」、「川崎市工場立地に関する市準則を定める条例」等に基づき発電所敷地内に必要な緑地等を整備し、維持管理を行う。

■ 景観

- ・ 建物等の色彩は、「臨海部色彩ガイドライン」に基づき周辺環境との調和に配慮する。

■ 廃棄物

- ・ 建設廃棄物や廃油・汚泥等の発生の抑制及び有効利用に努め、有効利用が困難な廃棄物については法に基づき適正に処理する。

■ 残土

- ・ 基礎掘削工事等に伴い発生する土砂は盛土等に有効利用する。
- ・ 有効利用が困難な場合は、関係法令に基づき適正に処理する。

■ 温室効果ガス

- ・ 最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに、所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努める。

事業実施想定区域及びその周囲の概況

3-1 事業実施想定区域及びその周囲の概況

- ・ 自然的及び社会的状況について、既存資料等により整理した。

自然的状況	・ 大気環境 ・ 水環境 ・ 土壌及び地盤 ・ 地形及び地質 ・ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系 ・ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場 ・ 一般環境中の放射性物質
社会的状況	・ 人口及び産業 ・ 土地利用 ・ 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用 ・ 交通 ・ 学校、病院、住宅等の配置 ・ 下水道の整備 ・ 廃棄物 ・ 法令、計画等

(1)大気環境

- ・大気質の環境基準との適合状況（事業実施想定区域を中心とした半径20kmの範囲内）
二酸化窒素⇒全ての測定局（一般局33局、自排局26局）で適合
- ・自動車騒音の環境基準との適合状況
昼間⇒2地点中2地点、夜間⇒2地点中1地点で適合
- ・道路交通振動の要請限度との比較
昼間、夜間とも要請限度内⇒1地点中1地点

(2)水環境

- ・海域の水質の環境基準との適合状況
化学的酸素要求量（COD）⇒10地点中9地点で適合
全窒素（T-N）⇒10地点中3地点、全磷（T-P）⇒10地点中4地点で適合

(3)土壌及び地盤

- ・事業実施想定区域内に「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定区域がある。
- ・川崎市では前年度との標高差の比較ができた地点206点のうち56点で20mm未満の地盤沈下が起きている。

(4)地形及び地質

- ・事業実施想定区域及びその周囲は埋立地であり、海域は水深10m以深である。
- ・事業実施想定区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。

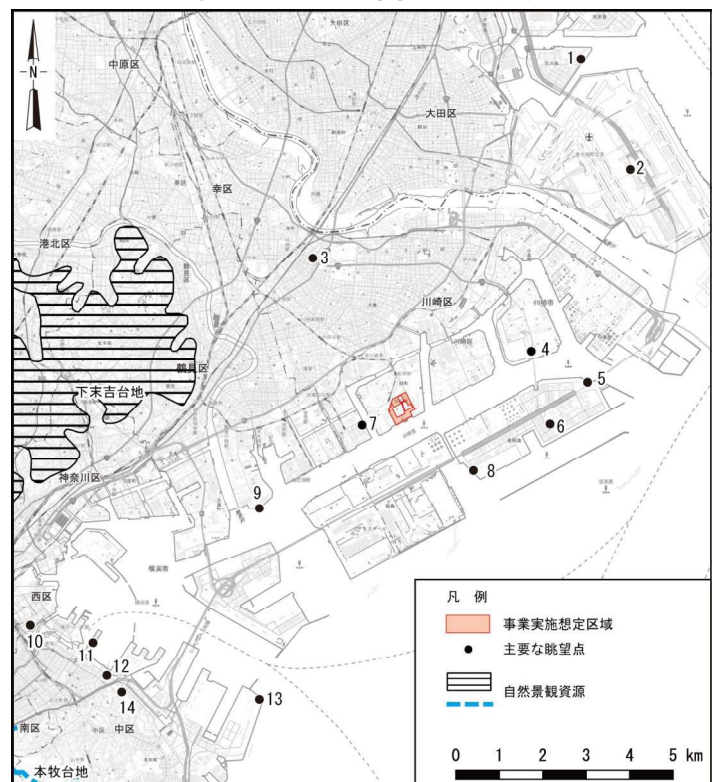
(5)動物・植物・生態系

- ・陸域の重要な種：哺乳類2種、鳥類65種、爬虫類3種、両生類1種、昆虫類176種、植物23種
- ・海域の重要な種：魚等の遊泳動物14種、潮間帯及び底生生物11種
- ・注目すべき生息地：「東京湾奥部」（重要野鳥生息地、重要海域）、「多摩川河口干潟」等
- ・事業実施想定区域の植生：工場地帯

(6)景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- ・自然景観資源：「下末吉台地」、「本牧台地」
- ・主要な眺望点：「京浜島つばさ公園」、「川崎マリエン」、「横浜マリンタワー」等
- ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場：「桜川公園」、「小田公園」、「大川町緑地」等

主要な眺望点及び自然景観資源

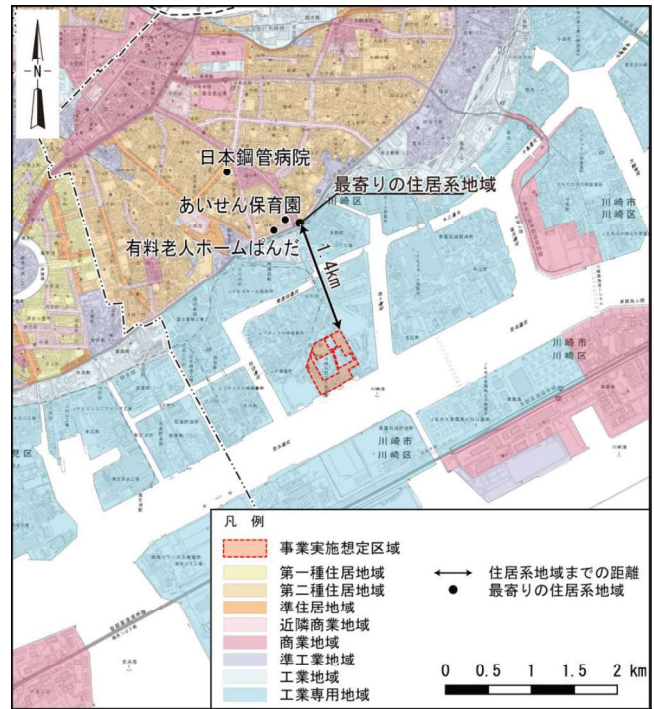


■ 土地利用、交通、配慮が必要な施設等

- ・「都市計画法」に基づく工業専用地域に位置している。
- ・前面海域の川崎港においては、漁業権は設定されていない。
- ・最寄りの交通量調査地点の24時間交通量は、13,497台である。
- ・最寄り施設等
 - 学校等：あいせん保育園（北約1.4km）
 - 病 院：日本鋼管病院（北北西約2.2km）
 - 福祉施設：有料老人ホームぱんだ（北西約1.4km）
- ・最も近い住居系の用途地域：第二種住居地域（北約1.4km）

■ 法令・計画等

- ・川崎市及び横浜市は「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域である。
- ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき工場騒音及び工場振動の規制基準が適用される。
- ・排水：一律排水基準及び上乗せ排水基準、市条例規制基準が定められている。
- ・事業実施想定区域は「緑化推進重点地区」、「特定猟具（銃器）使用禁止区域」及び「景観計画区域」に含まれている。



第4章

第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する 調査、予測及び評価の結果

- ◆ 計画段階配慮事項は、「**発電所アセス省令**」(*1) 第4条に基づいて把握した本事業の配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえて**影響要因と環境要素を検討するとともに、発電所アセス省令第5条の規定に基づき選定**する。
- ◆ 工事の実施に関する項目については、**現段階では工事計画の熟度が低いことに加え、工事中の影響は一時的であること、適切な環境保全措置を講じることにより環境への影響を低減することが可能であると考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。**

(*1) 「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)

■ 選定項目

計画段階配慮事項として「大気質（窒素酸化物）・施設の稼働（排ガス）」及び「景観・地形改変及び施設の使用」を選定

構造については、煙突高さの複数案（A案：100m、B案：80m）による違いを把握する。

なお、上記選定項目以外の項目については、今後の環境影響評価手続において、本格的な調査、予測及び評価手法について検討していく。

4-1 計画段階配慮事項の選定(2)

影 響 要 因 の 区 分 環 境 要 素 の 区 分				工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用						
				搬 工 事 用 資 材 等 の 入 入	建 設 機 械 の 稼 働	よ る 一 時 的 な 影 響	施 設 の 存 在	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施設の稼働				資 材 等 の 搬 入 入	廃 棄 物 の 発 生
									排 ガ ス	排 水	温 排 水	機 械 等 の 稼 働		
環境の自然的 構成要素 の良好な状 態の保持を 旨として調 査、予測及 び評価され るべき環境 要素	大気 環境	大気質	硫黄酸化物											
			窒素酸化物											
			浮遊粒子状物質											
			粉じん等											
		騒 音 振 動	騒 音											
			振 動											
	水環境	水 質	水の汚れ											
			富栄養化											
			水の濁り											
			水 温											
			底 質	有害物質										
		その他	流向及び流速											
		その他の 環境	地形及び 地質	重要な地形及び地質										

注：1. 「●」は、計画段階配慮事項として選定する項目を示す。

2. ■は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和6年）において「一般的な事業において重大な環境影響が生じるおそれがあることから、配慮書手続き（今回の審査対象）において計画段階配慮事項として選定することが想定される事項」を示す。

3. ■は、「発電所アセス省令」に基づく環境影響評価方法書手続（次の段階）における参考項目を示す。

4-1 計画段階配慮事項の選定(3)

配慮書p4.1-7(241)

影 響 要 因 の 区 分 <		
--	--	--

注：1. 「●」は、計画段階配慮事項として選定する項目を示す。

2. ■は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和6年）において「一般的な事業において重大な環境影響が生じるおそれがあることから、配慮書手続き（今回の審査対象）において計画段階配慮事項として選定することが想定される事項」を示す。

3. ■は、「発電所アセス省令」に基づく環境影響評価方法書手続（次の段階）における参考項目を示す。

4-1 計画段階配慮事項の選定(4)

配慮書p4.1-7(241)

影 響 要 因 の 区 分 <		
--	--	--

注：1. 「●」は、計画段階配慮事項として選定する項目を示す。

2. ■は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和6年）において「一般的な事業において重大な環境影響が生じるおそれがあることから、配慮書手続き（今回の審査対象）において計画段階配慮事項として選定することが想定される事項」を示す。

3. ■は、「発電所アセス省令」に基づく環境影響評価方法書手続（次の段階）における参考項目を示す。

項 目			影響要因の 区分	計画段階配慮事項として選定する理由
環境要素の区分				
大気環境	大気質	窒素 酸化物	施設の稼働 (排ガス)	最新鋭の低NOx燃焼器及び排煙脱硝装置を設置することにより、重大な影響を受ける可能性がある環境要素ではないと考えられるが、大気汚染物質を排出することから、煙突高さの複数案による大気質への影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定する。
		景 観	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望 景観	地形改変 及び 施設が存在

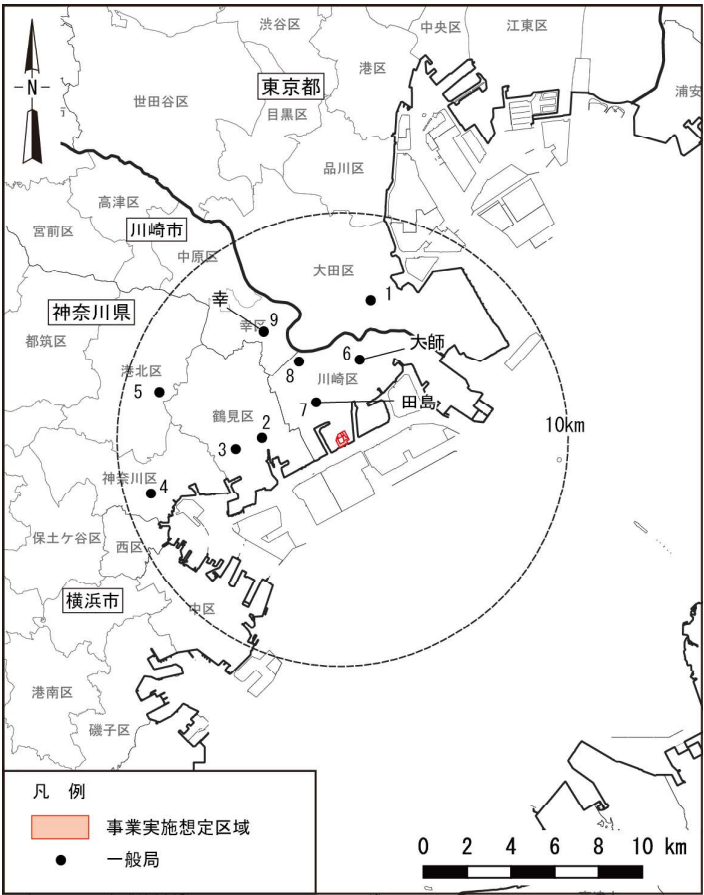
4-3 大気質に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の 区分		影響要因の 区分	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	窒素 酸化物	施設の稼働 (排ガス)	<u>文献その他の資料</u> により、 <u>大気質の状況</u> 並びに <u>気象の状況</u> に関する情報を整理する。	<u>数値シミュレーション解析</u> により、寄与濃度（年平均値）を予測する。	寄与濃度（年平均値）の <u>最大着地濃度</u> 及び <u>一般局への寄与</u> について、複数案の影響の違いを把握して評価する。

二酸化窒素の年平均値（令和4年度）

（単位：ppm）

図中 番号	測定局名	R4
1	大田区東糀谷	0.017
2	鶴見区潮田交流プラザ	0.016
3	鶴見区生麦小学校	0.015
4	神奈川区総合庁舎	0.015
5	港北区総合庁舎	0.014
6	大師（川崎市役所大師支所）	0.016
7	田島（国設川崎）	0.016
8	川崎（川崎市役所第4庁舎）	0.017
9	幸（幸スポーツセンター）	0.014



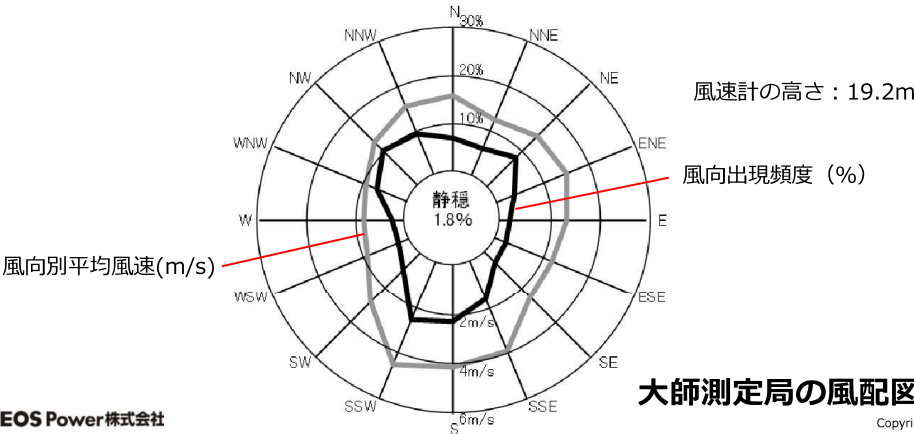
4-5 気象の調査結果

大師測定局の風向及び風速（令和5年度）

年 月 項 目		令和5年									令和6年			全 年
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平均風速	m/s	3.8	3.4	2.8	3.5	3.6	3.2	2.5	2.7	2.3	2.7	3.3	3.4	3.1
最多風向 出現率	方位 (%)	SSW (26)	S (16)	S (18)	SSW (26)	S (23)	SSW (17)	NW (17)	NNW (13)	WNW (17)	NW (22)	NNW (16)	SSW (19)	SSW (12)

田島測定局の日射量及び幸測定局の放射収支量（令和5年度）

年 月 項 目		令和5年									令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日射量	MJ/m ² ・日	0.729	0.759	0.677	0.916	0.852	0.604	0.520	0.388	0.364	0.407	0.444	0.610
放 射 収 支 量	MJ/m ² ・日	0.36	0.39	0.39	0.50	0.47	0.40	0.27	0.17	0.11	0.12	0.21	0.30



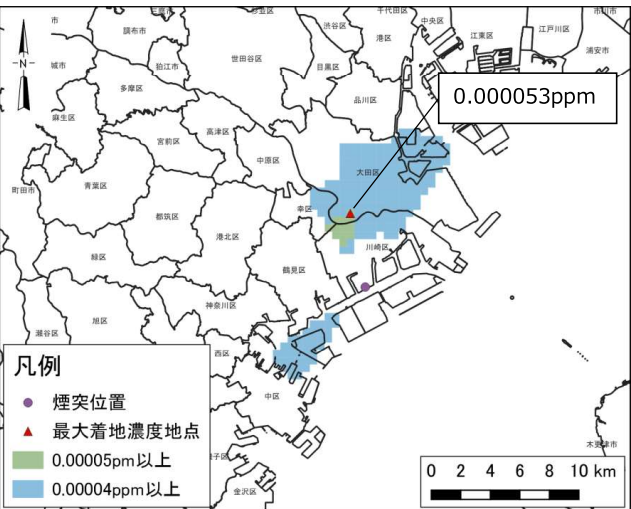
大師測定局の風配図（令和5年度）

煙源の諸元

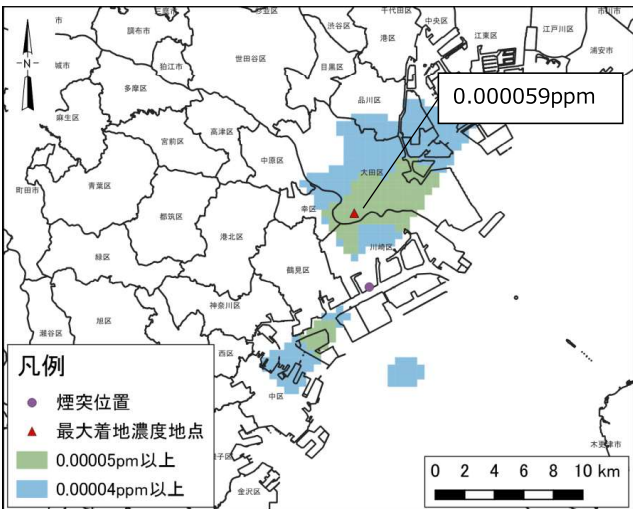
項 目		単 位	A案	B案
煙突実高さ		m	100	80
排出ガス量（湿り）		10 ³ m ³ _N /h	3,000	3,000
排出ガス温度		℃	80	80
排出ガス速度		m/s	31.7	31.7
窒素酸化物	濃 度	ppm	5以下	5以下
	排出量	m ³ _N /h	22.8	22.8

二酸化窒素の地上寄与濃度の予測結果

A案（煙突高さ100m）



B案（煙突高さ80m）



項 目	予測ケース	最大着地濃度 (a)	バックグラウンド 濃 度 (b)	将来予測 環境濃度 (c=a+b)	寄与率 (a/c)	環境基準の 年平均相当値
二酸化 窒 素	A案 (煙突高さ100m)	0.000053ppm	0.016ppm	0.016053ppm	0.33%	0.023ppm
	B案 (煙突高さ80m)	0.000059ppm	0.016ppm	0.016059ppm	0.37%	

注：1. バックグラウンド濃度は、発電所予定地から10km以内の平成30～令和4年度における一般局の年平均値の平均値とした。
 2. 環境基準の年平均相当値は、発電所予定地から10km以内の一般局の平成30～令和4年度の測定値に基づいて作成した以下の式に環境基準値を代入して求めた。
 $y = 0.2719x + 0.0062$ y：年平均値（ppm） x：日平均値の98%値（ppm）

■ 評価

- ・ 二酸化窒素の最大着地濃度（計画施設寄与濃度）は、0.000053ppm及び0.000059ppmであり、複数案のいずれも将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.33%、0.37%と小さい。
- ・ 二酸化窒素の将来予測環境濃度は、0.016053ppm及び0.016059ppmであり、複数案のいずれも環境基準の年平均相当値（0.023ppm）に適合。

以上のことから、大気質に及ぼす影響は少なく、煙突高さによる大気質への影響の違いは小さいものと評価する。

4-8 景観に係る調査、予測及び評価の手法

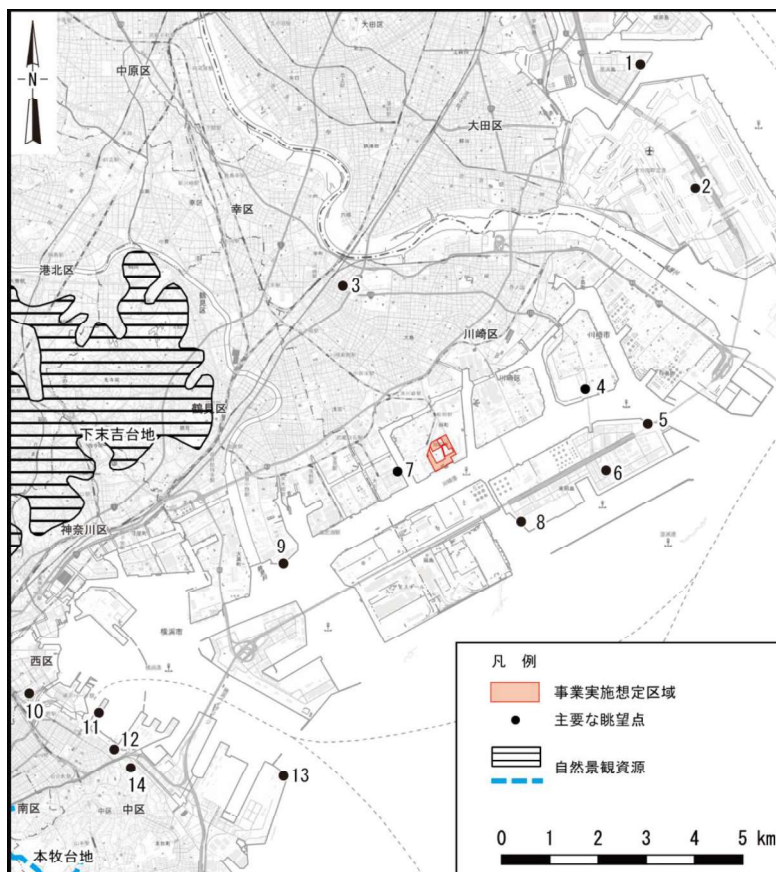
環境要素の区分		影響要因の 区分	調査手法	予測手法	評価手法
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	<u>文献その他の資料</u> により、 <u>眺望点及び景観資源</u> の状況に関する情報を整理する。	事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源の位置関係を把握し、 <u>直接改変の有無</u> を確認する。 なお、眺望景観の変化については、主要な眺望点から発電設備（煙突）を見たときの <u>垂直見込角を算出</u> し、予測する。	地形改変については、眺望点及び景観資源の <u>直接改変の有無</u> を確認し、施設の有無については、主要な眺望点からの眺望景観の影響の程度について、 <u>複数案の影響の違いを把握</u> して評価する。

主要な眺望点

図中 番号	名 称
1	京浜島つばさ公園
2	羽田空港第1ターミナル展望デッキ
3	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ
4	ちどり公園
5	東扇島公園
6	川崎マリエン
7	大川町緑地
8	東扇島西公園
9	末広水際線プロムナード
10	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」
11	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル
12	横浜マリンタワー
13	横浜港シンボルタワー
14	港の見える丘公園

主要な景観資源

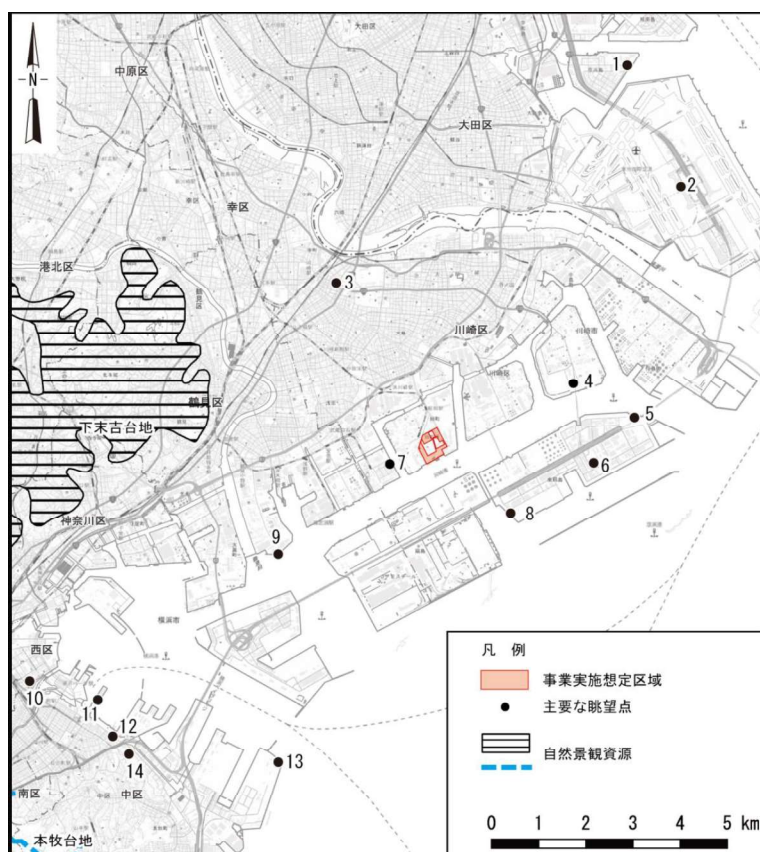
名 称
下末吉台地
本牧台地



4-10 景観の予測結果 (1)

主要な眺望点及び景観資源に対する改変

事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源は重なっていないことから、これらの直接改変はない。



計画施設供用後の煙突位置周辺が視認可能な眺望点からの距離と最大垂直見込角

図中 番号	眺望点名	煙突計画地点 までの距離	煙突の最大垂直見込角（度）	
			A案 (100m)	B案 (80m)
1	京浜島つばさ公園	約9.4km	約0.6	約0.5
2	羽田空港第1ターミナル展望デッキ	約7.9km	約0.7	約0.6
3	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	約4.2km	約1.4	約1.1
4	ちどり公園	約3.5km	約1.6	約1.3
5	東扇島東公園	約4.5km	約1.3	約1.0
6	川崎マリエン	約3.6km	約1.6	約1.3
7	大川町緑地	約0.8km	約7.1	約5.7
8	東扇島西公園	約2.1km	約2.7	約2.2
9	末広水際線プロムナード	約3.7km	約1.5	約1.2
10	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	約9.6km	約0.6	約0.5
11	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル	約8.6km	約0.7	約0.5
12	横浜マリントワー	約8.9km	約0.6	約0.5
13	横浜港シンボルタワー	約7.1km	約0.8	約0.6
14	港の見える丘公園	約8.9km	約0.6	約0.5

注：垂直見込角の算出にあたっては、眺望点と事業実施想定区域が水平であると仮定し、各眺望点から見た煙突の上端までの仰角の差とした。



垂直見込角

■評価の指標

垂直見込角	鉄塔の場合の見え方
0.5度	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1度	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5～2度	シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3度	比較的細部まで見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。
5～6度	やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10～12度	眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しない。

「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）



垂直見込角

■主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

- ・眺望点及び景観資源は、本計画において直接改変されないことから、地形改変による重大な影響はないものと評価する。

■主要な眺望景観に対する影響評価

項 目	A案 (100m)	B案 (80m)
眺望景観の変化（煙突の最大垂直見込角）	約7.1度	約5.7度
（垂直見込角1度以上の地点数）	7	7
（垂直見込角1.5～2度以上の地点数）	5	2
（垂直見込角3度以上の地点数）	1	1
（垂直見込角5～6度以上の地点数）	1	1
（垂直見込角10～12度以上の地点数）	0	0

眺望景観については、煙突高さが低いほど影響は小さい。

施設の使用による景観への重大な影響が回避・低減されているものと評価する。

今後の検討においては「川崎市景観計画」（川崎市、平成30年）や「臨海部色彩ガイドライン」（川崎市、平成8年）等に基づき、周囲の景観と調和するよう配慮し、さらなる眺望景観への影響の低減を図ることとする。

4-12 総合評価

■大気質

二酸化窒素の最大着地濃度の予測結果及び環境基準との比較結果から、大気質に及ぼす影響は少なく、煙突高さによる影響の違いはほとんどない。

■景観

眺望景観については、煙突高さが低いほど影響は小さい。

選定した計画段階配慮事項について、調査、予測及び評価を行った結果、複数案を設定した煙突高さについて、重大な影響はないものと評価した。

方法書以降においては、事業特性や地域特性を踏まえ、環境影響評価項目を選定し、詳細な予測及び評価を行うことを検討する。

計画段階環境配慮書に関する業務を委託した
事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

5-1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	株式会社東京久栄
代表者の氏名	代表取締役社長 高月 邦夫
主たる事務所の所在地	東京都千代田区岩本町二丁目4番2号 江戸新金網ビル4階